幼児教育・保育の無償化

【新制度移行幼稚園、認定こども園（教育認定）在園者】

○ 無償化対象となる費用

・３歳から５歳（小学校就学前）までの子どもの利用料（授業料）

・保育の必要性の認定を受けた方の預かり保育の利用料
※月額11,300円まで無償。
利用日数に応じて月額の上限額は変動
（450円×利用日数）

＜算定のイメージ＞

利用料	利用日数	上限額（450円×日数）	無償化対象	実質負担額
5,500円	20日	9,000円	5,500円	0円
7,000円	15日	6,750円	6,750円	250円

○ 無償化の対象とならない費用

・教材費、通園送迎費、食材料費、行事費等

○ 手続き

・預かり保育を利用しない方
<u>無償化のための手続きは必要ありません。</u>

・預かり保育を利用する方
<u>「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」及び「保育を必要とする証明書」を在園施設へご提出ください。</u>
※用紙は在園施設、子ども課にあります。

○ その他

・３歳から５歳までの子どもの<u>副食費</u>については、以下のとおり減免制度があります。対象者には、岡谷市から該当する世帯にお知らせを送付します。

（１）100%減免（限度額4,500円）
①年収360万円未満相当（同一世帯員の住民税所得割額の合計が77,101円未満）の世帯の全ての子ども・・・【国制度】
②①以外の世帯で、同一世帯の第3子以降の子ども・・・【市制度】

（２）50%減免（限度額2,250円）
（１）①以外の世帯で、同一世帯の第2子の子ども・・・【市制度】

お問合せ：　岡谷市役所健康福祉部子ども課保育担当
TEL：０２６６－２３－４８１１（内線１２６１、１２６２）
FAX：０２６６－２４－２７５５